

奈良県告示第七十四号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次とおり歳入の徴収の事務を委託した。

令和六年八月六日

奈良県知事 山下 真

一 徴収を委託した歳入

奈良春日野国際フォーラム条例（昭和六十三年十月奈良県条例第十一号）別表に規定する施設及び設備等の使用料

二 受託者の名称及び所在地

名称 インパクト株式会社
所在地 奈良市四条大路一丁目三番四五号

三 委託事務の取扱期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで